

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
佐 本 捜 一 発 第 4 4 号	
佐 本 刑 企 発 第 1 0 3 号	
佐 本 生 企 発 第 1 2 7 号	
佐 本 交 企 発 第 3 8 号	
佐 本 備 一 発 第 3 8 号	
令 和 6 年 3 月 1 3 日	

関 係 所 属 長 殿

有 効	令和11年3月31日まで
強行広域	
佐 賀 県 警 察 本 部 長	

人を死亡させた罪に係る事件に対する捜査の徹底について（通達）

人を死亡させた罪に係る事件に対する捜査については、「公訴時効が廃止・延長された罪に係る事件に対する捜査の徹底について（通達）」（令和元年5月10日付け佐本刑企発第131号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところである。

本県においては、平成16年2月に発生した「鳥栖市飯田町における男性会社員殺人事件」をはじめ未解決の殺人事件等を継続捜査しているところであるが、各捜査担当所属にあっては、引き続き、下記により捜査活動を徹底し、その検挙に全力を挙げられたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 人を死亡させた罪に係る捜査の徹底

(1) 捜査本部設置事件

ア 被疑者検挙に対する国民や被害者等の期待に応えるため、事件が解決するまで捜査本部体制を維持し捜査を尽くすこと。

イ 一方、他事件の発生等により十分な専従捜査員を継続的に配置することが困難となることも考えられるが、このような場合であっても、事件が解決するまでの間は、適宜、捜査員を一定期間配置するなどして捜査を推進すること。

ウ 上記ア及びイのほか、次の場合には、改めて専従捜査員を一定期間配置して捜査を徹底すること。

(ア) 全国的な事例として、解決した捜査本部設置事件について確認すると、事件発生から5年以内に解決したものが多く、それを超えた場合は、新たな証拠を得ることが困難となると考えられることから、事件発生から5年が経過するまでの間に、専従捜査員を一定期間配置して、捜査方針の再検討を行うとともに、新たな情報の収集、各種情報の見直し、有力情報の掘り下げ、有力な証拠資料の再鑑定等を行うこと。

(イ) 公訴時効がない罪に係る事件については、事件発生から15年が経過する時点で、また、それ以外の罪に係る事件については、時効成立前に、専従捜査員を一定期間配置して、新たな情報の収集、各種情報の見直し、有力情報の掘り下げ、有力

な証拠資料の再鑑定等を行うこと。

(ウ) 上記(ア)(イ)の捜査に当たっては、その実効が上がるよう、事件発覚当初の捜査に従事していた捜査員を再び充てること等についても検討すること。

(2) 捜査本部を設置しない事件

捜査本部を設置していない事件についても、上記(1)に準じた捜査の推進に努めること。

2 証拠の再鑑定等

事件検挙に向けた捜査を推進するに当たっては、以下の点に配慮するとともに、科学技術等の進展や新たな捜査手法の活用等捜査環境の変化を十分に踏まえた捜査を徹底すること。

(1) 遺留資料の再鑑定

科学技術の進展等によりDNA型鑑定資料を始めとする遺留資料の採取や分析等の技術が高度化し、従来、著しく困難又は不可能であった鑑定が可能になる場合もあることから、遺留資料の再鑑定を随時行うこと。

(2) 遺留指掌紋の再照会

指掌紋の鮮明化技術や指掌紋自動識別システムの照合精度の向上等により、過去に照会した遺留指掌紋の再照会を行うことにより、被疑者の特定に至った事例もあることから、遺留指掌紋の再照会を随時行うこと。